

(様式第2号)

監委第92号

令和3年2月24日

太田市市長 清水 聖義 様

太田市議会議長 久保田 俊 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎

太田市監査委員 白石 さと子

定期監査結果報告書
(市民生活部・文化スポーツ部・議会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 市民生活部（市民そうだん課、市民課、交通対策課、地域総務課、太田行政センター、九合行政センター、沢野行政センター、葦川行政センター、鳥之郷行政センター、強戸行政センター、休泊行政センター、宝泉行政センター、毛里田行政センター、尾島行政センター、木崎行政センター、生品行政センター、綿打行政センター、藪塚本町行政センター、生涯学習課）
文化スポーツ部（文化スポーツ総務課、文化課、学習文化課(中央図書館)、美術館・図書館、芸術学校担当、スポーツ振興課、スポーツアカデミー担当、スポーツ施設管理課）
議会事務局（議会総務課）
- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は適正か。(歳入歳出事務)
(2) 公印、出納員印及び分任出納員印の使用管理は厳正か。
(3) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
- 5 監査の実施内容
(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和2年度（監査基準日：令和2年12

月31日)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和3年1月27日から令和3年2月12日まで

6 監査の結果

市民生活部、文化スポーツ部及び議会事務局における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

7 意見

時間外勤務については、特定の職員に偏ることのないよう業務分担の平準化に努めてください。また、各所属で管理する通帳及び印鑑については、リスクの分散を図り、引き続き適正な管理に努めてください。

今後においても、市民ニーズを的確に捉え、市民満足の更なる向上に努められることを望みます。